

公 示

公示第20号

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領」の
一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令」（平成26年3月26
日付け公示第134号）を別紙のとおり一部改正したので公示する。

令和元年7月23日

東北運輸局長 吉田 耕一郎



「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の変更命令について
(平成26年3月26日付け公示第134号) (新旧対照表)

新	旧
<p>1. ～4. (略)</p> <p>附 則 (平成26年3月26日 公示第134号)</p> <p>1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>2. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。</p> <p>3. 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p> <p>4. 「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の変更命令について」(平成14年6月25日付け公示第21号)は、平成26年3月31日限りこれを廃止する。</p> <p>附 則 (令和元年7月23日 公示第20号)</p> <p>1. この公示は、令和元年8月1日から適用する。</p>	<p>1. ～4. (略)</p> <p>附 則 (平成26年3月26日 公示第134号)</p> <p>1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。</p> <p>2. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。</p> <p>3. 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。</p> <p>4. 「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の変更命令について」(平成14年6月25日付け公示第21号)は、平成26年3月31日限りこれを廃止する。</p>
<p>別紙1～2 (略)</p>	<p>別紙1～2 (略)</p>
<p>別紙3</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者の原価計算要領について</p> <p>第1. ～第3. (略)</p> <p>第4. 別添様式1～3を例示する。</p>	<p>別紙3</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者の原価計算要領について</p> <p>第1. ～第3. (略)</p> <p>第4. 別添様式1～3を例示する。</p>

公 示

公示第134号

一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について

道路運送法第9条の2第2項に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令の処理要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年3月26日

東北運輸局長 長谷川 伸一



記

1. 運賃・料金の設定（変更）届出書の内容が次に掲げる全ての事項に該当するときは変更命令の審査を必要としないものとする。
 - ① 運賃・料金の上限額及び下限額が、別紙1の範囲内のものであるとき。
 - ② 運賃・料金の適用方法が、別紙2の「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致するものであるとき。
2. 運賃・料金の上限額及び下限額が、別紙1の範囲以外のものである場合は、法第9条の2第2項で準用する法第9条第6項各号に該当するか否かの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類の提出を求める。
3. 運賃・料金の適用方法が、別紙2の標準適用方法と合致しないものである場合は、法第9条の2第2項で準用する法第9条第6項各号に該当するか否かの審査を行うこととし、法第94条第1項の規定に基づき、標準適用方法と異なる理由について意見聴取を行うとともに、必要に応じ、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された書類等の提出を求める。
4. 上記2、3の場合において、審査の結果、法第9条の2第2項で準用する法第9条第6項各号に該当すると判断されるときは運賃・料金を変更すべきことを命ずることとする。

附 則（平成26年3月26日 公示第134号）

1. この公示は、平成26年4月1日から適用する。
2. 運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。
3. 2により従前の運賃・料金を基準とした額を適用した運賃・料金については、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。
4. 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成14年6月25日付け公示第21号）は、平成26年3月31日限りこれを廃止する。

附 則（令和元年7月23日 公示第20号）

1. この公示は、令和元年8月1日から適用する。